平成14年6月5日

佐本運免発第108号

改正 平成29年3月10日/佐本交企発第40号/佐本交指発第59号/佐本運免発第74号/ 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第2項に規定する 講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしてい るかどうかについての確認を行うもの(以下「チャレンジ講習」という。)については、別 に定めるもののほか下記により実施することとしたので事務処理上誤りのないようにされ たい。

記

第1 チャレンジ講習の趣旨

チャレンジ講習は、高齢者(運転免許の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者をいう。以下同じ。)の一般的な身体特徴及び個人差を踏まえ、通常の高齢者講習に代わり、指定コースにおける運転の結果により、当該高齢者について、動体視力、視野、選択反応時間に関し、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて確認を行うものである。

第2 チャレンジ講習の委託等

- 1 チャレンジ講習は、法第108条の2第3項の規定により、次の要件を満たす者で佐賀 県公安委員会が委託したもの(以下「受託者」という。)に実施させることができる。
 - (1) 2(2)の要件を満たす講習指導員が原則として2人以上置かれていること。
 - (2) 次に掲げる設備を有すること。
 - ア 8千平方メートル以上の敷地面積を有し、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)別表第3に定める基準に適合する種類、形状及 び構造のコース
 - イ チャレンジ講習を行うために必要な種類及び数の講習用車両(講習指導員が危険 を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。)
 - ウ その他、チャレンジ講習を行うために必要な建物その他の設備
- 2 チャレンジ講習に係る委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。
 - (1) チャレンジ講習は、この要領に定めるところに従って実施すること。
 - (2) 講習指導員は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とすること。
 - ア 規則第24条第8項の規定により公安委員会から技能試験官の指定を受けている

こと。

- イ 法99条の2第4項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けていること。
- (3) 講習用車両は、規則24条第6項の表の「普通免許、普通二種免許及び普通仮免許」 の項の下欄に掲げる普通自動車とすること。
- 3 受託者が、委託契約の内容に違反し、又は受託者としてふさわしくない行為があった 場合は、委託契約を解消するものとする。

第3 講習の場所等

チャレンジ講習は、運転免許試験場又は受託者の保有する施設において行うものとする。

第4 講習の予約等

- 1 チャレンジ講習の予約は、当該高齢者の更新期間の初日の12か月前から受け付けるものとする。ただし、更新時における年齢が75歳以上である場合には、認知機能検査結果の総合点が76点以上(第3分類)であることを確認した上で受け付けるものとする。
- 2 予約を受理した受託者は、チャレンジ講習受講予約簿(様式第1号)を作成するものとする。

第5 講習の実施

1 講習の日程

チャレンジ講習は、受託者の指定する曜日に行うものとする。

- 2 講習時間及び講習科目チャレンジ講習は、チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等 に関する細目(別表1)に従い行うものとする。
- 3 実施方法
 - (1) 講習用車両

ア 受講者にあらかじめマニュアル式かオートマチック式か選択を求めること。

- イ 講習中の講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に 掲示すること。
- ウ 特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用すること。
- (2) 実車走行の課題

実車走行の課題は、一般課題、特別課題及び参考課題とし、各課題の実施基準は、 チャレンジ講習実車走行実施基準(別表2)に従うものとする。

(3) 実車走行の評価

講習指導員は、一般課題及び特別課題について、チャレンジ講習実車走行減点適用

基準(別表3)に基づき評価を行い、その結果をチャレンジ講習評価票(様式第2号) に記載するものとする。

(4) 実車走行後の指導

講習指導員は、受講者の実車走行が終了した時点で、(3)の評価に基づき、直ちに チャレンジ講習アドバイスカード(様式第3号)を作成し、安全運転を行うためのア ドバイスを行うものとする。

(5) 講評

講習指導員は、当日の受講者全員が実車走行を終了した後、全般的な評価及び安全 運転を行う上での注意事項等について講評を行うものとする。

第6 チャレンジ講習受講結果確認書の交付等

- 1 チャレンジ講習を受講した者で、実車走行の一般課題と特別課題の減点数の合計を 100点から減じた点数が70点以上のものに対し、チャレンジ講習受講結果確認書(様式 第4号)を交付するものとする。
- 2 チャレンジ講習受講結果確認書を交付するに当たっては、交付を受けた者は、交付後 6 か月以内に限り、簡易な特定任意高齢者講習を受けることができ、当該講習の受講が 免許証の更新をする日前6か月以内であれば、法第108条の2第1項第12号に規定する 講習の受講が免除されることとなる旨を説明すること。

第7 指導監督

運転免許課長は、受託者に対しチャレンジ講習の実施に関して必要な指導監督を行うものとする。

別表 1

チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時
				間
	開講			5分
	講師の自己			
	紹介			
	受講者の点			
	呼			
	講習概要及			
	び日程の説明			

		(
		受講者の心		
		得の説明		
1	事前説明	講習の趣旨	〇 講習室等	○ 次の事項を説明する。
		及び講習の内	において実	講習はテストではなく、自分の
		容の説明	施する。	運転能力を知ってもらうことが
			○ コース図	目的であり、実車走行の評価によ
			を配布す	って運転免許を取り上げたりす
			る。	るものではない旨
				・ 実車走行を行う前に講習指導員
				の運転する車両に同乗して模範
				走行を見てもらうので、よく見て
				ほしい旨
				一般課題の内容は、指定した走
				行順路を走行し、正確な法令履行
				及び運転操作によって、安全かつ
				円滑な走行ができるかについて
				評価を行う旨
				特別課題の内容は、等間隔に設
				置されたパイロンをスラローム
				走行するもので、的確な認知・判
				断と適切なハンドル操作、速度調
				節及び運転姿勢等が求められる
				ものであり、走行時間(基準タイ
				ム14秒) 及びパイロン接触の有無
				が評価の対象となる旨
				・ 参考課題の内容は、時速40キロ
				を維持し、指導員の合図により急
				ブレーキをかけて停止するもの
				であり評価の対象ではない旨
				・ 実車走行終了後、担当した講習
				指導員がチャレンジ講習アドバ

1		I		
				イスカードを交付するので、今後
				の安全運転に役立ててほしい旨
				・ 実車走行による運転内容が加齢
				に伴って生ずる身体の機能の低
				下が自動車等の運転に著しい影
				響を及ぼしていないと評価され
				た場合には、チャレンジ講習受講
				結果確認書を交付する旨
2	模範走行	一般課題、特	受講者3名	○ 一般課題、特別課題、参考課題の10分
		別課題及び参	(1グループ)	順で実施する。
		考課題の模範	を車両に同乗	○ 一般課題について模範走行を行
		走行	させて行う。	う。
				・ 走行しながら走行順路を説明す
				る。
				· 安全確認、一時停止、進路変更
				などについてわかりやすく説明
				する。
				○ 特別課題について模範走行を行
				う。
				・ 基準タイム程度で走行する。
				○ 参考課題について模範走行を行
				う。
				咄嗟の時に強くブレーキを踏む
				ことの大切さとその方法などにつ
				いて説明する。
3	実車走行	一般課題、特	受講者1名	○ 一般課題、特別課題、参考課題の1人当た
		別課題及び参	ずつ実車走行	順で実施する。 り 10
		考課題の実車	を実施し他の	〇 走行中受講者が運転に余裕を持 分
		走行	受講者は控え	てるよう走行順路について適宜適
			室等で待機す	切に教示を行う。

		_	_		_
				必要事項をチャレンジ講習実車走	
				行評価票に記載する。	
				○ 個々の受講者の実車走行の終了	
				後に安全運転を行う上でのアドバ	
				イスを行うとともに、その内容をチ	
				ャレンジ講習アドバイスカードに	
				記載して交付する。	
4	講評等	実車走行の	講習室等に	○ 実車走行結果についての講評と 5分	
		結果について	おいて行う。	今後の安全運転を行う上での注意	
		講評		点や参考となる事項を説明する。	
5	チャレン	〇 チャレン		○ 実車走行の評価が70点以上の者	
	ジ講習受講	ジ講習受講		に対しチャレンジ講習受講結果確	
	結果確認書	結果確認書		認書を交付する。	
	の交付	の交付		〇 運転免許証の更新を行う上での	
		〇 今後の手		今後の手続や流れ等について説明	
		続等につい		する。	
		ての説明			

(注) 「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別表 2

チャレンジ講習実車走行実施基準

	ヤレンン語自天中と行天旭玄中						
課題		回数					
種別							
一般	周回コース及び幹	周回カーブ	2回以上				
課題	線コースの走行	指定場所における一時停止	1回以上				
	交差点の通行	右折	1回以上				
		左折	1回以上				
		信号通過	1回以上				
	横断歩道の通過		1回以上				
	曲線コースの通過	1回 (中)					
	屈折コースの通過		1回 (中)				



(1) 時速40kmで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。
(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。
総走行距離(参考課題を除く) 1,200m

別表3

チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減,	点細目	適用事項	減点数		
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必 要な確認をしない場合	10点		
	後退	後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確 認をしない場合			
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を 確認しない場合			
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合			
	変更 進路を変えようとする側の側方と後方の安全を確認しない場合				
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安 全を確認しない場合			
	後方	走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合			
	脇見	走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない 場合			
	降車	降車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認 をしない場合			
危制動除		走行中危険を回避するため指導員がブレーキを操作した場合	30点		
行 操向 為	通過不能	狭路コースにおいて切り返しを4回した場合、又は スラロームの障害物の通過を欠略した場合			
	補助ハンドル	走行中危険を回避するため指導員がハンドル操作			

1			Ì				
		した場合	_				
車体感覚	脱輪大	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱					
		した地点から1.5m以上進行した場合					
	接触大	コースに設置した障害物に接触(障害物が動かな					
		い場合を除く)、又は歩行者、車両等や建造物等に					
		接触するおそれがある場合					
	安全間隔	歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に十分な					
		間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に徐行					
		しようとしない場合					
通行区分	右側通行	道路の中央部分から右にはみだして通行した場合					
		(法令の除外規定に該当する場合を除く)					
直進右左	信号無視	赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定めら					
折		れた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越					
		えて停止した場合					
	通行妨害	車両等の進行を妨害した場合					
	一時不停止	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線					
		を越えて停止又は手前で停止しない場合					
歩行者保	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5mに到達することにな					
護		り、かつ歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測さ					
		れる場合に、横断歩道の手前で停止しない場合					
イロンスラ	ローム	走行時間測定区間における走行時間が基準時間	1秒超				
		(路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒)を超過した場	毎に3,				
		合(走行は2回行い、成績の良い方を採用する。)					
		通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。					
		設置したパイロンに接触した場合(障害物が動か	30点				
		ない場合を除く。)					

チャレンジ講習受講予約簿

年 月 日 (水)

番号	氏	名	生年月日	(年齢)	住 所	連絡先 🎖
1					市町村	() —
2					市町村	() —
3					市町村	() —
4					市町村	() —
5					市町村	() —
6					市町村	() —
7					市町村	() —
8					市町村	() —
9					市町村	() —
10					市町村	() —
11					市町村	() —
12					市町村	() —
13					市町村	() —
14					市町村	() —
15					市町村	() —
16					市町村	() —
17					市町村	() —
18					市町村	() —
19					市町村	() —
20					市町村	() —
21					市町村	() —
22					市町村	() —
23					市町村	() —
24					市町村	() —
25					市町村	() —

チャレンジ講習評価票

	ナヤレノン講音評価景					
名	前	年齢	性別		担当者	
			男	100-()=		
			女			
減点数						
	3	0		10	3	
減点項目						
安全確認				発進、後退、周囲 巻き込み、変更、 交差点、後方、脇 見、降車		
制動	補助ブレーキ					
操向	通過不能、補助	ハンドル	V			
車体感覚	脱輪大、接触大	、安全間	即隔			
通行区分	右側通行					
直進、右左折	信号無視、進行 止	妨害、一	·時不停			
歩行者保護	横断歩道					
スラローム	1回目(秒 2回目(秒			3 × 時	間超過()秒	
減点小計						

チャレンジ講習アドバイスカード

挫

あなたの運転結果は

□ 良好

□ 注意が必要

□ おおむね良好 であると認められます。

□ おおむね良好 □ 一層の注意が必要

なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下表の「要改善」欄に印を付していますので、これを参考に、これからも安全運転に努めましょう。

平成 年 月 日

佐賀県公安委員会

	評 価 事 項	要改善
	発進する時に前後左右の安全を確認している	
	後退する時に後退場所の安全を確認している	
	後退する時に前後左右の安全を確認している	
	右左折する時に巻き込む所(内側)の安全を確認して	
	いる	
	進路変更をする時に変更先後方の安全を確認してい	
安全確認	3	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認し	
	ている	
	走行中に後方の交通の状況を確認している	
	走行中に脇見をしない	
	降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認して	
	いる	
制動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている	
操向	ハンドル操作を適時・適切に行っている	
	前後の車体感覚を身に付けている	
車体感覚	左右の車体感覚を身に付けている	
	安全間隔を十分に取っている	
通行区分	道路の左に寄って通行している	
直進・	信号を守っている	
右左折	優先されるべき車の判断を適確に行っている	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している	
歩行者保護	横断歩道を通行する時に歩行者等の有無に注意して	
少1141本護	いる	
危険回避	素早く危険を回避することができる	

確認		
----	--	--

第	号					
		<i>d</i>	:5000 # 44 80	nh = 7 = 4.		
		チャレンジ講	百文蔣結果	唯秘書		
住	所					
氏	名					
				年	月	日生
上記の者は	は、運転免許に	係る講習に関す	トる規則第2彡	条第1項第	1号の表の-	一の項に規定す
	者であること					
				年	月	日
			佐賀	買県公安委	5員会	印